

○拳銃等の譲受け許可事務に関する規程

(平成8年2月5日公委規程第1号)

[沿革] 平成9年8月公委規程第2号、14年2月第1号、16年3月第2号、29年3月第2号、令和4年3月第1号改正

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第27条の3の規定に基づく奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の拳銃等の譲受け許可事務について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拳銃等 拳銃、小銃、機関銃又は砲をいう。
- (2) 拳銃等の譲受け 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けをいう。
- (3) 拳銃等犯罪捜査 拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包に関する犯罪捜査をいう。

(許可申請手続)

第3条 拳銃等の譲受けを行おうとする警察官又は海上保安官（以下「警察官等」という。）は、書面により次の各号に掲げる事項を明らかにし、刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）を経て公安委員会に拳銃等の譲受け許可の申請（以下「申請」という。）を行わなければならない。

- (1) 申請者の所属、官職及び氏名（申請者が複数の場合は全員の所属、官職及び氏名）
- (2) 捜査対象犯罪の種類
- (3) 拳銃等の譲受けの必要性
- (4) 譲渡人（拳銃等又は拳銃部品の貸付人を含む。以下同じ。）の氏名（通称名を含む。）、性別、年齢、職業及び住居（外国人の場合は国籍）
- (5) 譲受け予定年月日
- (6) 譲受け予定場所
- (7) 譲受け予定の拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包の別及び数量
- (8) 譲受け予定金額
- (9) 危害予防上の措置
- (10) 譲り受けた拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包の保管、管理及び処分の方法

(11) 捜査主任官の所属、官職、氏名及び連絡先

(許可基準等)

第4条 組織犯罪対策課長は、申請を受理したときは、当該申請の内容を確認の上、速やかに警察本部長を経て公安委員会に上申するものとする。

2 公安委員会は、申請の内容が次の基準を満たすときは、拳銃等の譲受けを許可するものとする。

(1) 申請者が警察官等であること。

(2) 拳銃等の譲受けが、拳銃等犯罪捜査に当たって行われるものであること。

(3) 拳銃等の譲受けが必要であること。

(4) 密売行為を著しく助長するおそれがないこと。

(5) 拳銃等の譲受けに当たり周辺住民に危害が及ぶこと（拳銃実包にあっては、加えて災害が発生することを含む。）を防止するための措置が講じられていること。

(6) 譲り受けた拳銃等について、危害予防上適切な保管、管理及び処分がなされること。

3 前項の許可の有効期間は、譲受け予定日を基準として前後それぞれ2週間とし、当該期間外に行う拳銃の譲受けについては、同一の譲渡人からのものであっても、別に許可の申請をしなければならない。

(許可の条件)

第5条 公安委員会は、前条第2項の許可に係る譲受け予定場所が変更される可能性があるときは、許可に当たって危害予防上の措置について必要な条件を付することができるものとする。

(許可等の通知)

第6条 公安委員会は、申請を許可したときは、許可の有効期間その他許可した内容を書面により申請者に通知するものとする。

2 公安委員会は、申請を許可しなかったときは、その理由を付して書面により申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第7条 拳銃等の譲受けの許可を受けた警察官等は、当該許可に基づいて拳銃等の譲受けを行ったときは、次の事項を書面により組織犯罪対策課長を経て公安委員会に報告しなければならない。

(1) 譲渡人の氏名（通称名）、性別、年齢、職業及び住居（外国人の場合は国籍）

(2) 譲受け年月日

(3) 譲受け場所

- (4) 譲受けの状況
- (5) 譲り受けた拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包の種類（拳銃については、種別、名称、型及び番号）及び数量
- (6) 譲受け金額
- (7) 譲り受けた拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包の保管等の状況

2 拳銃等の譲受けの許可を受けた警察官等は、拳銃等の譲受けを行わなかったときは、その理由を書面により組織犯罪対策課長を経て公安委員会に報告しなければならない。
(保秘の徹底)

第8条 拳銃等の譲受け許可事務に関係する者は、許可の申請、公安委員会の許可、譲受けの実施内容等については、拳銃等犯罪捜査上の秘密にかかわるものであることから、保秘の徹底に努めなければならない。

(警察本部長への委任)

第9条 この規程を施行するため必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年8月28日公委規程第2号)

この規程は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 (平成14年2月20日公委規程第1号)

この規程は、平成14年2月22日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日公委規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日公委規程第2号)

この規程は、平成29年3月24日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日公委規程第1号)

この規程は、令和4年3月15日から施行する。